

青森県報

第二千四百九十三号

平成十七年

六月二十二日
(水曜日)

目次

告示

保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活政策課) ……一

建設業者の許可の取消し……………(弘前県土整備事務所) ……二

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任……………(三戸農林事務所) ……二

土地改良区の役員退任……………(西北農林事務所) ……三

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……四

告示

青森県告示第五百三十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定によ

り告示する。

平成十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 解除予定保安林の所在場所

十和田市大字奥瀬字尻辺山一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(四) 解除予定保安林の所在場所

十和田市大字奥瀬字尻辺山一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(五) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(六) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十七年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しやらく

三 代表者の氏名
清水 信敏

四 主たる事務所の所在地
八戸市湊高台二丁目一三の一七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行い、高齢者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって保健福祉の向上に寄与することを目的とする。また、失業者及び求職者に対して職業能力開発事業を実施し、もって職業の安定と労働者の地位向上を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
平成十七年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人I.T.C.あおもり

三 代表者の氏名  
新見 壽次

四 主たる事務所の所在地  
青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、企業や自治体及び各種団体に対して経営活動等に役立つITの有効活用に関する事業を行い、情報化を推進することにより広く経済活動の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 あおい住宅設備管工

二 氏名 三浦 貞紘

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字下白銀町二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三二三号

五 取消年月日 平成十七年六月九日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月七日前記建設業者が死亡したことが、届出による確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年六月二十二日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	宮木 一夫	三戸郡名川町大字高瀬字西宮野一	平成 一七・ 五二就任
	四戸 諭	字宮野一	
	宮木 信男	大字上名久井字下田鎖四の三	
	四戸 栄二	字下毛町一二	
	四戸 俊美	大字平字中坪三七の一	
	松井 一弘	大字下名久井字在家四〇	
	四戸 正男	大字上名久井字上町一二	
	掛端 文雄	字下毛町一八	
	佐々木 孝雄	大字虎渡字虎渡三七の一	
	佐々木 定	字荒屋敷二八	
	沼畑 公彦	南部町大字相内字沢構七二	
	沼畑 和雄	字荒屋敷一一	
	梅内 良吉	名川町大字斗賀字上斗賀四二	
	木村 征雄	字下斗賀五二の一	
	川村 正治	字上斗賀一	
	石塚 正義	字下斗賀三	
	工藤 徳二	大字下名久井字宗前七の四	
	工藤 茂	字在家五	
監事	中里 金作	南部町大字赤石字上ノ平七	
	根市 一志	名川町大字下名久井字宗前二	
	工藤 正美	大字虎渡字虎渡五五	
	梅内 英雄	大字斗賀字上駒橋の一	
	宮木 福也	大字高瀬字宮野一三	
理事	東 武	字 七六	一七・ 五二退任
	掛端 文雄	大字上名久井字下毛町一八	

四戸 正男	字上町一二	
四戸 栄二	字下毛町一二	
長根 喜一	大字平字相前一七の一	
高森 隆源	大字下名久井字在家三二	
佐々木 昭夫	大字虎渡字虎渡三九の一	
佐々木 久悦	五二	
沼畑 和雄	南部町大字相内字荒屋敷一一	
沼畑 公彦	字沢構七二	
木村 征雄	名川町大字斗賀字下斗賀五二の一	
石塚 正義	三	
梅内 良吉	字上斗賀四二	
川村 正治	一	
高森 正男	大字下名久井字在家一二	
工藤 徳二	字宗前七の四	
中里 金作	南部町大字赤石字上ノ平七	
梅内 英雄	名川町大字斗賀字上駒橋の一	
相内 享	南部町大字相内字上明土五三の一	
根市 一志	名川町大字下名久井字宗前一	

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年六月二十二日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理事	小野 巖	西津軽郡深浦町大字轟木字根株六一	平成一七・ 五二

十和田県土整備事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月二十二日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

三沢市上久保二丁目三一の四〇八七及び三一の四〇九〇	位 置	六四・〇九メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一七・六・二〇	指 定 年 月 日
---------------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	--------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭